

補給統制本部標準契約書等対比表

現 行 (R 5 . 3 . 3 1)	改 正 案	備 考
<p style="text-align: right;">付録第 1</p> <p style="text-align: center;">製造請負契約条項 (第 1 号)</p> <p>第 1 条～第 4 6 条 (N/C)</p> <p>(その他)</p> <p>第 4 7 条 (N/C)</p> <p>2・3 (N/C)</p> <p>[項を加える。]</p> <p>第 4 8 条 (N/C)</p> <p style="text-align: right;">付録第 2</p> <p style="text-align: center;">役務請負契約条項 (第 2 号)</p> <p>第 1 条～第 5 0 条 (N/C)</p> <p>(その他)</p> <p>第 5 1 条 (N/C)</p> <p>2・3 (N/C)</p> <p>[項を加える。]</p> <p>第 5 2 条 (N/C)</p>	<p style="text-align: right;">付録第 1</p> <p style="text-align: center;">製造請負契約条項 (第 1 号)</p> <p>第 1 条～第 4 6 条 (N/C)</p> <p>(その他)</p> <p>第 4 7 条 (N/C)</p> <p>2・3 (N/C)</p> <p>4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第 4 8 条 (N/C)</p> <p style="text-align: right;">付録第 2</p> <p style="text-align: center;">役務請負契約条項 (第 2 号)</p> <p>第 1 条～第 5 0 条 (N/C)</p> <p>(その他)</p> <p>第 5 1 条 (N/C)</p> <p>2・3 (N/C)</p> <p>4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第 5 2 条 (N/C)</p>	<p>陸幕会第 6 0 6 号 (5 . 4 . 2 8) による変更</p>

<p style="text-align: right;">付録第3</p> <p style="text-align: center;">物品売買契約条項（第3号）</p> <p>第1条～第40条（N/C） （その他） 第41条（N/C） 2・3（N/C） 〔項を加える。〕</p> <p>第42条（N/C）</p>	<p style="text-align: right;">付録第3</p> <p style="text-align: center;">物品売買契約条項（第3号）</p> <p>第1条～第40条（N/C） （その他） 第41条（N/C） 2・3（N/C） 4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第42条（N/C）</p>	<p>陸幕会第606号（5.4.28）による変更</p>
<p style="text-align: right;">付録第4</p> <p style="text-align: center;">輸入品売買契約条項（第5号）</p> <p>第1条～第46条（N/C） （その他） 第47条（N/C） 2・3（N/C） 〔項を加える。〕</p> <p>第48条（N/C）</p>	<p style="text-align: right;">付録第4</p> <p style="text-align: center;">輸入品売買契約条項（第5号）</p> <p>第1条～第46条（N/C） （その他） 第47条（N/C） 2・3（N/C） 4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第48条（N/C）</p>	

<p style="text-align: right;">付録第5</p> <p style="text-align: center;">不要物品売払契約条項（第6号）</p> <p>第1条～第20条（N/C） （その他） 第21条（N/C） 2（N/C） 〔項を加える。〕</p> <p>第22条（N/C）</p>	<p style="text-align: right;">付録第5</p> <p style="text-align: center;">不要物品売払契約条項（第6号）</p> <p>第1条～第20条（N/C） （その他） 第21条（N/C） 2（N/C） 3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第22条（N/C）</p>	<p>陸幕会第606号（5.4.28）による変更</p>
<p style="text-align: right;">付録第6</p> <p style="text-align: center;">賃貸借契約条項（第7号）</p> <p>第1条～第11条（N/C） （その他） 第12条（N/C） 〔項を加える。〕</p> <p>第13条（N/C）</p>	<p style="text-align: right;">付録第6</p> <p style="text-align: center;">賃貸借契約条項（第7号）</p> <p>第1条～第11条（N/C） （その他） 第12条（N/C） 2 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第13条（N/C）</p>	